

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	宮本地域 (稲場、関屋、宮本1(神殿)、宮本1(新保)、宮本2、宮本3、宮本4、熊之宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、担い手を中心に主に水稲作で、一部で園芸や酪農を行っている。地域内の耕作地に関しては、すでに担い手がある程度耕作しており、面積を拡大する場合は地域外に耕作地を求めている現状がある。一部段々田んぼがあり、圃場条件が悪い。機械を所有していない農家には、地域の法人が作業受託を受けるなどして協力して経営をしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は耕作面積も大きくなく、担い手の数も限られているため、離農者が出た場合は近くの圃場の耕作者が受けている。一部条件の悪い圃場をどうしていくか、今後検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	214.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を対象農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域として集積集約化は進んでいるが、今後離農者の農地は近隣農家や話し合いにより、農地の集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が終わっている圃場の修繕を希望している。多面事業を活用しながら対応していく方針としたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人を中心に雇用を進め、新たな担い手を育成していく。第三者継承も視野に、担い手は地域で育てていく必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--